

岩倉市談合情報による入札参加業者のくじ実施要領

(目的)

第1条 この要領は、建設工事等の競争入札（以下「入札」という。）の公正を確保するため、本市に談合情報が寄せられた場合に、入札に参加できる業者の数をくじにより減少する方法について定める。

(周知)

第2条 この要領による入札を行う場合は、指名通知書又は、入札参加資格の確認通知書に入札に参加できる業者の数をくじにより減少する旨を記載し、あらかじめ入札に参加しようとする業者に周知する。

(くじの実施)

第3条 くじにより当該入札に参加できる業者の数を減少させる場合においては、入札場所においてくじを行うものとし、その業者の数を50%を限度として減少した数とする。

2 くじは業者に引かせるものとし、入札に参加できる業者を決定するくじを引く順番を決めたうえ、入札に参加できる業者を決定するくじを行う。

3 くじの経緯については、書面（別記様式）に記録し、関係者の署名を徴する。

(入札参加業者が少数の場合の措置)

第4条 入札参加業者が少数のため、くじを行うことにより入札の競争性が失われる場合は、前条第1項の規定にかかわらず、当該入札は中止とする。

(入札の執行)

第5条 入札は、第3条のくじの結果、当該入札に参加できることとなった業者のみにより行う。

(雑則)

第6条 この要綱に定めるもののほか必要な事項については、別に定める。

付 則

この要領は、平成8年4月1日から施行する。

付 則

この要領は、平成11年4月1日から施行する。

